

Title	チユードル、スチュアート両朝に於ける工業政策 (二)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.4 (1923. 4) ,p.623(127)- 634(138)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230401-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た利益を述べた後で此の交友が無かつたとして
もオクスフォードの生活はラスキンに利益を興
へたであらうとなして、然らざれば彼は

『美術に於ける獨學のディレクタント、社會の
ブルジョワ的改革論者として彼は、彼が最高か
ら最低に互る諸階級の人々と交はる事により、
又あらゆる趣味を鑑識しあらゆる主張を吟味し
あらゆる理想を比較する事等によつて得た、觀
察の廣大、表現の自由を得る事が出来なかつた
かも知れない』と結論してゐる(Life and Work
of John Ruskin, vol. I, p. 81)

Frederic Harrison はオクスフォードの生活が
ラスキンに一部の興味を興へた事は認めうるが
併し

『當時の課目、Newdigate の懸賞、ラテン語の
散文、希臘語の文章論、等は重大なる機に於いて
ラスキンの自然的傾向から彼を引き離し、彼の

戀愛と共に彼の最も貴重なる年の幾分かを浪費
せしめた。ラスキンは如何なる場合にも彼の印
象に於いて雜多であり、彼の熱誠に於いて散漫
である様にされて來た。若し彼が他の學位や名
譽の仕事を避けて、自己特有の仕事並びにその
知己を求め得たならば、或は彼の愛せる兩親が
最高の名譽を得て、終に教會の赫々たる僧正職
に開花す可き事を期待してゐなかつたならば、
恐らくオクスフォードは純然たる利益ある學校
となつたであらう』と(John Ruskin, p. 37.)

(未完)

チュードル。スチュアート

兩朝に於ける工業政策(二)

高木 壽 一

三

茲に先づゾムバルトが述べたる所のマーカン
チリズム概論並に商工業政策觀を記すことゝす
る。

吾人は、何物が思想並に根本原則に就て、前
時代即都市經濟時代より繼承せられ、各君主の
異なる利害により如何なる變化が必要に應じて
生ぜざるべからざりしかを明ならしめたる時、
最もよく、マーカンチリズム經濟政策の共通的
特質を理解し得るのである。

マーカンチリズムは實に大なる領域に擴張せ
られたる都市の經濟政策に他ならない。都市が

其利害に從て世界の中心點を形成したるが如く
今やそは君主によつて支配せられたる領土とな

れるも其政策は其根本觀念に於て依然、自利的
である。舊社會觀念も亦一般的國家觀念に於て
極めて徹底的に存続した即全部の幸福は個人的
幸福に先行し、總員は假令、專制君主を通じて代
表せらるるも尙協同的關係に立つものである。

斯る根本觀念より先づ專制君主國家の其臣民の
經濟的消費に對する廣きに亘れる考慮(Fursor-
ss)が生ずる。即中世都市の備荒政策は國家に
よつて其總べての部分に於て誠心誠意を以て繼
續遂行せられた。(Der Moderne Kapitalismus,
I Band S. 363) 斯くて茲に、一個の經濟主體は

財貨を生産し或は商業を營む彼の權利を其團體
(Gemeinschaft) に得るとの原則を更に生せしむ
る。即今や國王によりて代表せらるる其團體は
其判斷により、自己の利害に於て適當なりと認

むる所に從て、各個經濟主體に權利を賦與し或は義務を課す。換言すれば、總べての經濟行爲は一つ特權を賦與せられたる行爲である。

尙、前の根本觀念よりして、各個人は其行爲を嚴に政府の命令に適合せしむべく、又政府は經濟的行爲を監督せざるべからず又其綿密熱心なる遂行の責を負ふこととなる。即如何なる目的に對しても經濟主體の各行爲を、正しさに導く命令によつて善導するの責任を有する。從て總べての經濟行爲は制規せられたる行爲である。

都市經濟政策の鞏固なる組織に對し、國王は其特殊の利害を以て臨む。而も國王は其權力を就中二個の基礎即、傭兵制度及官僚政治の基礎の上に置ても此兩機關は全く根本的に、貨幣經濟の基礎の上に立つものである。從て、軍隊並に官僚を維持し得んがためには國王は先づ第一

主國は斯くも急速にして一般的なる發達に達せざりしなるべしと云ふのである。(S. 365-6)

而して貨幣を調達するとは、君主國政治家の中心問題にして從て又マーカンチリズム政策の總べての思想並に手段が貨幣獲得の渴望に集中せしは實に明白なる所である。其都市に使用貨物を充分に供給せんは都市政府の最も熱心なる努力なりしも、茲に貨幣の形態に於ける交換價値を國王の金庫に齎らさんとし及此目的のために直接或は間接に國庫に流入せしめんがために豫め其領する國土に貨幣を齎らさんとするは、フランス革命以前に於ける總べての大政治家の努力の中心となつたと云へるであらう。即都市の貨物補給政策(Güterversorgungspolitik)より國家の貨幣補給政策(Geldversorgungspolitik)が生じたのである。貨幣増加の渴望は總べてのマーカンチリズム政治家、マーカンチリズムの理論

に、又第二にも第三にも貨幣を必要とするものである。君主は、其目的のために必要とする資金を租税又は借入に仰ぐとによつて調達する。而も租税の徴收され、資金の調達せられ得べきがためには國內に其大となるに從て益々信用形態の發達を妨ぐこととなる、貴金屬の或る最少量が蓄積されなければならぬのである。又此近世君主國の要求を満さんがためには貴金屬の或一定の最少量が地上に於て生産せられねばならない。此時代の數世紀に於て貴金屬生産の著しき増加は實に近世國家の發達に對して本質的な刺戟促進を意味するものなりと云へるのである。或は之を一般に云へば、メキシコ、ペルーの銀坑、及ブラジルの金山より近世國家は生じたと云へる。勿論これは唯、制限條件としてのみである。即アメリカ發見以來生じたるが如き、豊富なる貴金屬生産なかりしならんには、近世君

並に政策に等しく其基礎をなせるものであつた。時代の變遷によりて變化せる所或は其各々の異なる所は唯如何にせば最も容易に、最も生産的に其熱望せる貨幣を調達し得べきかの、最も合目的なる方法に關する觀察の異なるにある。吾人は第十七世紀の英國に於て、貴金屬の流入の直接の支配抑制を求むる地金論者と、財貨移動の方向による間接の支配を以て適當なりと認むるマーカンチリストとの間に論争の盡され又、スチユアート朝の後年に於て、就中工業の發達によりて貨幣蓄積量の増加を期待する所論の發生せるを見るのである。

既に述べたる如く、マーカンチリズム政治は其本質に於て、其特徴とする目的を、嘗て都市政府によりて行はれたる方法に於て、達せんと努めたのである。其全政策の最大の努力は直接に貨幣を獲得せんとするに自ら集中せらるべく

即ち國內に現存せる金銀を確保し、又自國に於て貴金屬を生産せんと努力するによるのである。(S. 367)

既に都市は時には貴金屬採掘を經營したることありしも、第十六世紀以來、貴金屬の自國內に涸渇するとなからしめんがために、銀坑を其管理に收むるの傾向は國家行政に於て益々明確なるものとなり、實に其經營が損失を來す時も尙、貴金屬採掘を國民經濟的利用に供せんとするはマーカーチリズム論の一原則となつたのである。

尙自己の銀坑、自己の金産地所有の熱望が國家をして其國境を越えて遠く印度に趨らしめたと及斯る金の追求よりヨーロッパ諸國の大植民地國の生せること等は重大なる事實である。而て國王の金庫に最大可能の貨幣量を直接に導かんとする、努力より自ら租税並に債務經濟の極めて巧妙なる組織は生じ、又經濟生活の形成

にとりて重大なる意義ある特殊の鑄貨及本位貨幣政策を發生せしめたるも之等の詳細に就ては茲には述べない。又國家は其缺乏せる貨幣を有利に調達せんがために、自ら企業家となる。即吾人が資本主義的經濟の成立を研究し、初期資本主義時代の經濟主體を觀察する場合に國家の斯る性質を發見する。茲に就中國家が間接に其目的に達せんとするマーカーチリズム政策の方面を考察すべきである。斯る間接の途は國家をして、勃興しつゝある資本主義を伴ふ一種の會社事業(Kom pagnieschaft)に導き、斯る會社企業の發達は明に、マーカーチリズムを語る者の一般に認むる所である。

吾人は此時代の數世紀に於て、國王と資本主義的企業家とは多く共通の利害を有するを以て、自ら同盟者たりしことを認めねばならない。就中兩者は俱に、中世的、都市的、封建的權力

に對する共同の敵對によりて協力することゝなつた。中世的、都市的、封建的權力は、大なる領域に對する王權の擴大を妨礙すると共に、其組合或は關稅の障壁によつて勃興しつゝある資本主義を拘束せんとするものである。此二個の新勢力にとりて、國內に貴金屬の能ふ限り大なる蓄積に對する利害關係は共通であつた。從て、此兩者が協同するは全く自然に生ずることにして

特に專制君主國は資本主義的利益、即、先づ第一に資本主義的工業及大外國貿易の進捗者及補助者となつたのである。(S. 367-9)

四

ゾムバルトがマーカーチリズムの下に於ける工業並に商業政策を述ぶるに當りて其目的とする所は、斯る諸政策が明に各國民的相異を有するにも係らず、其基調に於て全ヨーロッパ諸國に同一の形態を採れることを示すにある。其本

質に於て一致せる諸主要國の立法的法制的手段の概括は個々の國家的行政組織に精通せる者にとりても亦恐らく便宜なるべきものである。

茲に、國家が資本主義的經濟要素の利益のために、採れる諸政策を個々に觀察せんか、それは實に根本に於て都市經濟政策の原則の、國家全班に適用せられ其特殊目的に應じて個々に擴大せるものに他ならざるを見る。即マーカーチリズム經濟政策は都市の政策の如く、(1)特權附與(Privilegierung) (2)生産並に商業の制規(Reglementierung)及(3)統一(Unifizierung)に力を盡したのである。(S. 374-5)

(1)吾人は特權附與によつて茲には全く一般に、私人の經濟的活動を先づ喚起し或は又既に行はれ居る場合には有利に或はより有利に形成せんとする目的のための國家權力の設定、運用を理解する。勿論茲には唯、近世國家が第一に利

害關係を有する資本主義的企業の特權附與のみを研究する、之を詳細に類別せんか、國家的權力は、或は現存の資本主義的利益的促進に、或は、生を求めつゝあれども尙胚子として睡れる資本主義的利益を生長せしめ、或は又斯る利益の萌芽を初めて植ゆるがために向けらる。屢、此特權附與は資本主義的經濟方法をして、相反對する手工業者組合の獨占權に克く對抗するを得せしめんとするに貢獻したのである。而して特權附與は極めて多種の形態を採れるも先づ擧げらるるは(イ)獨占權附與 (Monopolisierung) にしてマーカンチリズムの制度に於て極めて重大なる任をなせるものである。そは根本に於て他人の排除にして、從て消極的特權附與の一方法なりと云へるであらう。獨占許可の權利は歴史的由來に就ては封建制度の舊觀念に歸す。即國王は總べての權力及總べての其より出づべき權利の所

有者にして、其意に從て其權利を家臣に賦與し、家臣は其權利の全部又は、一部を他に更に賦與したのである。而も王權が徐々たる變化により如何に發展したるかは茲に述べべきことにあらず、近世的君主は總べての經濟的行爲を許容し及禁止し、其實行を或一定の人に許して、他に之を禁ずる法を立てたと云ふを以つて足れりとする。近世的特權の形態を中世的形態と、從て資本主義的特權を手工業的特徵とを、組合的獨占を團體的特權 (Korporationsprivilegie)。國家的獨占を個人的特權となすによりて分かつたんとしたるも、こは總べての場合に該當するものにあらず。假令個人的特權が通則をなすにもせよ、資本主義的獨占は團體的特權としても亦個人的特權としても現はれるのである。(S. 375-7) 一の團體 (Korporation) が獨占權を確認せらるると同時に其社員の數を制限する權利が之と結

合し得るも、後者は之を缺くことも得るのである。斯くの如きは、第十六、七、八世紀の英國に於ける大多數の制規會社である。

一個人又は團體が許與せられし獨占權は原則として任意の有利なる事業に及び得るものにして、生産獨占權と同じく商業或は交通獨占權をも認むるのである。生産獨占權は自ら本質に於て工業獨占權にして、既に其當時存在せる工業にして資本主義的組織に移るべきものにありては、一個の團體が全工業に對する支配權を得るか或は英國に於て、硝子工業製鹽工業等の新創設の工業に於けるが如く、最初より國民的獨占の形成せらるるかの孰れかの方法に於て實現せられた。時としては、或一定種類の貨物を生産するの特權は一都市、一地方即其時に其地に於て生産をなす總べての人に許與せられた。獨占權は永久に或は最初の受權者の終生、又は一定年

限許與せられた。此最後の形態に於て近世の特許權 (Patent) に近く、斯くの如きは既に屢々エリザベス時代の英國に見る所である。(S. 378) 而して商業的獨占權は一の定まれる商品か或は又、或種屬の商品かに就て獨占的に商業を營む權利を抱含した。又此獨占權は或限定せられたる地方、或定まれる國と獨占的に貿易を營むの權利を與へた。即、第十七世紀に於ても Merchant Adventurers 社のみが、總べての種類の毛織物を獨乙及ニーデルランドに輸出するの權利を有したりしが如き之である。此地理的獨占は總べての大海外貿易會社に於て最も廣大なる適用範圍を有せしものである。例令、英國東印度會社に於けるが如きである。

るの特權は一都市、一地方即其時に其地に於て生産をなす總べての人に許與せられた。獨占權は永久に或は最初の受權者の終生、又は一定年

一致し居る限り、斯くの如き獨占政策を行ひたるものにして、此點に就ても亦、都市經濟政策

の繼承者たるのである。或一國に於ては經濟生活の獨占的狀態に對する傾向は他國よりも強く、或國にては經濟生活、全般に等しく及び、他國にては一部に強くして他に力弱きことあるべしと雖も、其根本原理に於て此政策は普く一般に同一なるものである。(S. 379-80)

(ロ) 根本に於て獨占權附與と、全工業部門に對して少くなくとも同一の結果を與ふる資本主義的工業の特權の一形態は貨物集散に、促進し又は抑制するの影響を與ふる方法による、商品市場の人為的影響である。競争を排除し或は制限せんとする目的と直接に非ずして、間接に達せんとするに於て、商業政策的手段の一種の他の作用は新に附加せられる。既に説明せる如く、マーカンチリズムの商業政策は都市的商業政策より直接に發達せるものである、君主が其國家に於て遂行せんとする目的は、都市政府のなさ

して全く徐々に生じたるものであらう。

而して、資本主義的利益が全く特に強き促進を受けたる一手段即、内地關稅の廢止を記すことなくば、マーカンチリズム商業政策は極めて不完全に考察せられしを免れない。舊時の市區の境界は同時に殆ど一の領域に當つた。即此境界によつて、圍繞された地域は一の統一的ものにして何等の關稅障壁によつて個々の部分に分割せらるべきに非ざる一領域である。此内地關稅制度はフランス、及ドイツに於て特に著しく發達したのである(S. 382-3)

(ハ) 獨占權附與及商品移動の人為的支配による保護と共に尙、資本主義的利益の特權附與の他の手段が存在する。即、總べて補助金或は獎勵金(Unterstutzung oder Prämierung)と稱得べきものにして、其許可により人をして資本主義的企業家として活動せんとするに到らしめ、

んどせし所と同一にして、工業的生産者は豊富なる原料を支配すべく、外國生産物に對して保護せらるべきことである。故に國家的商業政策の起源に於て其手段は同一であつた。即原料品並に半製品の輸出を禁ずると共に既製品の輸入をも禁じたのである。(S. 38) 君主的國家は輸出入禁止に於ては唯都市の經濟政策を踏襲したるのみなるも、國家は更に進んで、前代に見ず、又それがために屢々總べてのマーカンチリズム商業政策を全く新なるものと見る者さへある、商業政策の一手段を發達せしめた。こは即保護關稅である。移動の狀態に在る貨物より税を徴するは中世を通じて一般に行はれたる所にして徐々に領主及都市に對する税源となつた。此財政的關稅を産業保護の目的に供せんとする變化は何時生せるやは正確に云ひ得ざるも、恐らくは中世的政策(Kasintischer Politik)の作用と

或は又、既に商業、工業或は其他の有利なる事業を遂行するの決意をなせる者には、利益を擧げ得べき可能性を與へんとしたるものである。

Savaryは國家が國家的工業に於ける企業家及労働者に許可す可きものを數へて次の如しとなす。

(A) 企業家は、世襲貴族(最も重要なもの)。外國人なる場合には歸化の許可。彼によつて用ひらるる原料或は製造せられたる生産品の、輸入或は輸出税免除。長年限の無利子貸付年金(其額は其企業の成果に従て測定する)。鹽類の卸賣價格の特典。自用、家族、及其労働者用のビール釀造の特典。其工場の建設地。工業監督の免除。等の特典を受け、(B) 労働者は免税。及組合自由の權(Meisterrecht)等を有する。

而も企業家にとりて自ら重大事たるは企業家

が國庫より現金にて受くる補助金である。こは特に Collet の執政時代のフランスに於て實に著しき額であつた。

恐らく同一なる熱心並に國帑の犠牲を以てせざるとしても、尙其根本に於て同一の手段を以て諸君主は資本主義的産業の促進に努めたのである。特に奨励金は英國に於て、既製品の輸出に就て採用せられ又其他、例令エリザベス以來英國諸王が Cornwall の錫鑛山に對して有する鑛物先買權に就てなせるが如く、君主に屬する先買權を資本家に譲渡する等の策を採り、斯る手段は總べての他の諸國に於て反復繰返されし所である。(S. 3845)

(2) 何人も經濟を營むべからず、政府よりそれに對して權利を得べきものなり、との中世經濟生活の第一の根本觀念が、君主國家によりて受理せられたる如く、第二の根本觀念即各人は皆

けるよりも排他的にして狹隘なるものとなりしと、其組合數の著しく増加せるが如きである。斯る排他的傾向の勢を増加せることは特に手工業に影響を與へ、大部分、多數の手工業が資本主義の發達によりて陷れる困難を生せしめた。而も尙資本主義的利益も亦少なからず此變化によつて打撃を受けたのである。即、例令工業の監督に關する、製品の良質、經營の秩序的編制其他を目的とする總べての政府の命令は直接、資本主義的工業に其の目的を置くものである。(S. 3878) 而して斯る制規は自ら其時代の基本工業即織物工業に最も多く行はれたるも、其他の工業部門にても其生産は嚴酷なる支配を受けたのである。

資本主義的工業及商業は種々なる場合に斯る制規を受け、商業及工業の資本主義的特質を考慮して制定せられたる多數の規定及方策あり、

自己の經濟的行爲を政府の命令に従て處理せざるべからずとの觀念は、前者に比し毫も其力の劣れるものでない。此第一の根本觀念を特權の觀念、他を制規の觀念と呼ぶ。實に初期資本主義時代は悉く其束縛支配の下に在たのである。(S. 386)

茲に經濟的殊に工業的商業的行爲の秩序に關し專制君主國に於ける斯る組織の本質の奈邊に存せるか、前代より何物が移され、何物が新に附加せられしかを見る。即殊に、組合組織に現はれたる中世經濟制度は其根本思想に於て、初期資本主義時代全部を通じて依然として其權威を保てるを説明するにある。經濟上の諸法制は根本に於て依然束縛せられたるものである。而して專制君主國が經濟秩序に與へたる本質的變化を見るに、第一に組合制度は多くの點に於て頑強となり其權威は一般的となつた即中世に於

其等は直ちに手工業的秩序の破壊、改造、發展を意味し、それによりて專制君主國は手工業を犠牲に供しても、資本主義的利益に貢献せんと努めたのである。先づ第一に經營の擴大を妨ぐるを目的とする、助手及生産要具の數の制限等の如き總べて排他的工業法の拘束の廢除を憶ひ起す。新工業は明に斯る法制より免除せらるるか或は又工業制度に於て斯る制限的規定は緩和せられたのである。(S. 390)

(3) Unhizing。組合制度の國民化と呼び得べく、以て中世都市が地方的利害に於て設けたる總べての障害の廢除せらるべく、又殊に工業法制を全國に能ふ限り同一ならしめたる、マーカンチリズム政策の一手段は、特に資本主義的利益の本質的促進を意味せしものである。或は國家監督支配機關として都市に代りたるにより、或は都市組合を國家的組合となし、又或は

新に出現せる工業部門に對し當初より國家的組合を創設するによりて斯る國民化を成就したのである。而して、經濟形態が恰も其當時、多數の工業に於て際會したる手工業より、家内工業への變化と共に新なる國家的組合は既に最初より家内工業制度の性質を有した此國家的工業團體の形態は第十七、八世紀を通じて總べての國々に新に多數に出現し、其時代の工業組織に其特徴を與ふる所のものである。此組合制度の國民化は英國及フランスに於て、統一傾向の盛なるにより、既に中世に於て生じたのである。(S. 391) 以上を以て、ゾムバルトのマーカンチリズム概觀及商工業政策論の概要を述べ終りたれば、以下、先づチユードル朝時代殊にエリザベス朝に於ける工業組織の如何なりしか及之に對する工業政策の影響とを觀察する。(未完)

の大成に資したのである。特に彼れが人口の幾何級數的增加と、食糧の算術級數的增加を云爲せるは、時人後人の激烈なる非難を惹起する誘因の一要となつた。今私は Edwin Cannan の「人口論」批判を通して、此種の非難の要旨と價值とを點檢したい。

Cannan に從へば、若しマルサスが單に Wallace の如く人口の増殖が窮極に於て妨遏せらる可き事を立證せんと欲したのであれば、それは正しい。蓋し地球の廣袤には制限があり、随つて是に棲息す可き人口にも所詮制限あるは自明の理である。乍併マルサスは常に其の學説が、かゝる解釋を下される事を侮蔑し拒否してゐる。彼は人口増殖に對する制限の、二六時中必要不可欠のものたるを立證せんと企圖したのである。而して彼れが「人口の力は生存資料を産出する土地の力よりも無限に偉大である」と云ふ時、

「人口論」批判 (上)

津 田 誠 一

Boar は「謂はゞアダム、スミスは何人も賞揚し、然も何人も味讀せざる著書を殘し、マルサスは何人も味讀せず然も何人も非難する著書を殘した」(Malthus and His Work, p. 3)と云つてゐる。誤解の上に不當の非議を蒙れる、マルサスの如く甚しきは稀有である。乍併、斯く「人口論」が萬人嫌忌の對象となれるは、偶々それが萬人の注意を喚起するに足る權威ある内容を具備せる證左である。其初版は洵に吵たる小冊に過ぎざりしに拘らず、出現の當初より忽ち學界に囂々たる論争を沸騰せしめた。而してマルサスは衆多の論敵に對する應酬に依り、愈々其學説

彼は現在を考慮してゐるので、決して遙遠の將來を考慮してゐるのでは無い。(Cannan: Theories of Production and Distribution 3d ed. p. 136) 其證左として Cannan は次の如きマルサスの言辭を引用する。即ち

「人口の作用を以て平等の社會組織の全基礎を崩壊せしむるものと思惟せる Wallace 氏すら、全地球が田園の如く開墾せられ、其上の生産増加が最早不可能となる時の至るに先立つて、該原因より諸種の困難の發生す可き事を知悉しなかつたらしい。若しかゝる見解が眞正であり、且つ他方に於て美はしき平等世界の實現を可能とせば、余と雖這個の企劃を追求する吾人の熱意が遙遠の困難に對する配慮の爲に沮喪せらる可き必要を見ない。かゝる遠隔の事故は須く天の攝理に委ねて可なりである。然し實際に於て若し余の論述する見解を正當とすれば、這裡の困